

入間市自走式トイレカー貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市が所有し管理する自走式トイレカー(以下「トイレカー」という。)について、平常時の有効な利活用を図るため、トイレカーの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出車)

第2条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 トイレカーの借り受けを希望できる団体は、主に市内を活動場所とし、次に掲げる公益活動を行う団体とする。

- (1) 防災・防犯・交通安全活動
- (2) スポーツ・文化・イベント活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 市の事業と密接な関係を有する活動
- (5) 前各号に掲げる活動のほか、市長が特に必要と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出しを行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- (4) その他公益を害するおそれがある場合

(運転者の責務等)

第4条 トイレカーを運転する者(以下「運転者」という。)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の関係法令(以下「道路交通法等」という。)を遵守し、安全運転を徹底しなければならない。

2 トイレカーは、市の区域内で運行するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(借受手続等)

第5条 自走式トイレカーの借受を希望する者（以下「申請者」という。）は、入間市自走式トイレカー借受申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、使用開始日の7日前までに市長に提出するものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 運転者の運転免許証の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 申請は、借受開始日の1年前から受け付けるものとする。

4 申請に係る窓口は、危機管理安全部危機管理課とする。

（貸出しの承認）

第6条 市は、申請書の提出があった場合において、貸出しが適当と認めるときは、入間市自走式トイレカー貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知を行った上で、トイレカーを貸し出すものとする。

2 市長は、申請者に対して前項に規定する通知を行うにあたり、管理上必要な条件を付すことができるものとする。

3 申請書は先着順で受け付け、順次、審査を行い、承認の可否を判断するものとする。

（貸出期間及び返却）

第7条 トイレカーの貸出期間は、イベントの日数を含め原則7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。

2 トイレカーの借受及び返却は、入間市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に定める休日以外の日の午前9時から午後4時までの間で行うものとする。

3 トイレカーを借り受けた者（以下「借受者」という。）で、トイレを使用したものは、トイレカーを返却する際に、付属する汚水タンク内のし尿の処理及び清掃、トイレ室内の清掃（以下「し尿の処理等」という。）を実施したうえで、市に返却をしなければならない。

4 市は、返却があった際はトイレカーの検査を行い、し尿の処理等が不十分な場合は、改めて借受者にし尿の処理等を実施させることができるものとする。

（法令遵守）

第8条 借受者は、道路交通法等を遵守し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

（注意事項）

第9条 借受者は、トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、安全に配慮しなけ

ればならない。

(費用の負担)

第10条 トイレカーの貸出しは、無料とする。ただし、トイレカーの運搬及び設置に係る費用及びトイレカーを稼働させるために使用する燃料、水道、トイレットペーパー等の消耗品、し尿の処理等の費用については、全て借受者の負担とする。

2 借受者に過失のある場合におけるトイレカーの故障等については、その修繕に要する費用は全て借受者において負担するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、市と借受者において、その都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受者は、トイレカーを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出承認の取消し)

第12条 市は、借受者が第3条第2項、第8条又は前条の規定に違反した場合のほか、災害発生等の緊急かつやむを得ない場合によりトイレカーを市が使用し、又は他の者に貸し出す必要が生じたときは、貸出前にあつては第6条の規定による承認を取り消し、又は貸出期間中であっても直ちに返却させることができるものとする。

(事故等の報告)

第13条 借受者は、トイレカーの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法に違反したときは、同法に定められた措置をとるとともに、直ちに市長に報告しなければならない。

2 借受者は、前項の指示を受けた後、速やかに、入間市自走式トイレカー事故報告書(様式第3号)に事故現場の見取図等の書類を添付して提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、交通事故等の示談交渉を行うにあたり、当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう、誠意をもって対応しなければならない。

2 借受者は、交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、次に掲げる費用を除く一切の費用を負担することとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

3 市は、借受者の交通事故等による損害賠償費用、借受者が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は借受者が道路交通法に違反したことにより生じた費用を負担したときは、前項第1号に掲げる費用を除き、当該費用を借受者に求償することができる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

ベース車：スズキキャリー又はニッサンクリッパー

駆動方式：2WD 定員：2名

外装寸法：全高 2,660 mm×全長 3,680 mm×全幅 1,660 mm

車両総重量：1,630kg

排気量：660cc

トイレ使用可能回数：概ね 100 回

仕様：下記のとおり

個室洋式便器（温水装置、洗浄機能付き）	2基
手洗い場（鏡、洗面台、手洗い水洗プッシュ式付き）	1箇所
扉付き収納スペース	1箇所
室内照明	3箇所
滑り出し窓	2箇所
緊急呼出し装置	2箇所
リチウムイオンバッテリーの設置	1箇所
寒冷地仕様	1式
ソーラー発電・充電装置本体	1式
トイレ用擬音装置	2箇所
ETC（2.0）本体	1式
後方カメラ、ドラレコ本体（ミラー連動型）	1箇所
強化リアサスペンション（4枚リーフ追加）	1式
後部衝突センサー	1式
外部電源装置・汚水センサー装置	1箇所
大型給排気式換気扇	1箇所
給水タンク70リットル	1箇所
便槽タンク250リットル	1箇所
排水ホース	1箇所
格納式ステップ（昇降手すり付き）	1箇所
ラッピング（基本は白色）	1式

様式第1号（第5条関係）

入間市自走式トイレカー借受申請書

年 月 日

（宛て先）入間市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

入間市自走式トイレカーの借り受けを希望するので、下記のとおり申請します。

記

借受開始日時	年 月 日（ ） 時
返却日時	年 月 日（ ） 時
借受目的 （イベント名）	
イベント概要 （企画書・チラシの添付可）	
借受希望車両	1号車 ・ 2号車 ・ 希望なし
運転者	氏名 電話番号
担当者	氏名 電話番号

添付資料

- 1 運転者の運転免許証の写し

様式第2号(第6条関係)

入間市自走式トイレカー貸出決定通知書

年 月 日

様

入間市長

年 月 日付けで申請のあった入間市自走式トイレカーの貸し出しについて、次のとおり決定したので通知します。

記

貸出期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
貸出車両	<input type="checkbox"/> 自走式トイレカー1号車 所沢●●あ●●-●● <input type="checkbox"/> 自走式トイレカー2号車 所沢●●あ●●-●●

貸出条件

- 1 道路交通法とその他関係法令を遵守して運転すること。
- 2 交通事故等で第三者又は自走式トイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、市が賠償すべき費用を除く一切の費用は、申請者が負担すること。
- 3 自走式トイレカーの広告部分を隠さないこと。
- 4 上記のほか、要領等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用すること。

様式第3号(第13条関係)

入間市自走式トイレカー事故報告書

報告日 年 月 日

(宛て先) 入間市

借受者 所在地

団体名

代表者名

入間市自走式トイレカー貸出要領第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
事故発生場所		
運転者	住所	
	氏名	
	連絡先	
相手方	住所	
	氏名	
	連絡先	
自走式トイレカー 破損状況		
警察への届出	有・無 年 月 日	警察署・交番
事故の状況		

添付書類

- 1 事故現場の見取図 (任意)
- 2 市長が必要と認める書類